

12月議会報告

12月議会が12月7日に開会され、提出された議案13件、決議1件のうち、新規条例等4件が第1常任委員会に付託され、審議が行われました。

提出された議案はすべて原案どおり可決され、12日に開会となりました。主な内容は次のとおりです。

条例関係

◎川根本町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定
町民の皆様の利便性や手続きの簡素化、効率化を図るものです。当面は簡易なパスワードによる申請や届出など利用しやすいものとなります。

◎川根本町水と森の環境保全基金条例の制定
川根本町が「緑と清流、自然にいやされるふるさとづくり」を目指し、

千頭砂利株の解散に伴う精算金をこの基金にあて、水と森の環境保全に向けて積極的に取り組む条例です。

◎川根本町奥大井もりのくに条例の一部改正
「奥大井もりのくに」の管理を指定管理者が町長の承認を得て現行の利用料金の1.5倍の範囲内で定める事ができるようにする改正です。

◎川根本町社会体育施設条例の一部改正
社会体育施設の町外者の使用料金について統一を図り、町内者使用料金の4倍にするものです。

◎川根本町立学校体育施設使用条例の一部改正
この改正は、学校体育施設の開放について、旧町間の使用時間や料金をできるだけ統一するものです。

◎川根本町が「緑と清流、自然にいやされるふるさとづくり」を目指し、

◎川根本町本川根B&G海洋センター条例の一部改正
体育館、第2体育館の使用についても個人使用料金を設定するものです。

◎川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正
非常勤消防団員等の損害補償の基準を定める政令の一部が、平成18年9月26日に公布され、施行されたことに伴う改正です。

◎一般会計(第5号)
補正額
8,048万6千円の増額
補正後の総額
76億3,306万1千円

補正予算

◎国民健康保険事業特別会計(第3号)
補正額
144万円の増額
補正後の総額
10億1,475万7千円

◎介護保険事業特別会計(第3号)
補正額
138万円の減額
補正後の総額
8億6,460万6千円

◎簡易水道事業特別会計(第3号)
補正額
271万6千円の増額
補正後の総額
4億539万9千円

◎温泉事業特別会計(第1号)
補正額
30万円の減額
補正後の総額
2,680万円

◎静岡県後期高齢者医療広域連合の設置について
平成20年4月から現行の老人医療制度に代わり、75歳以上の高齢者から保険料を徴収して、広域連合が運営する独立した保険制度が創設される事になりました。県でも全市町が加入する広域連合を設立するために規約の制定をするものです。

その他

◎静岡県後期高齢者医療広域連合の設置について
平成20年4月から現行の老人医療制度に代わり、75歳以上の高齢者から保険料を徴収して、広域連合が運営する独立した保険制度が創設される事になりました。県でも全市町が加入する広域連合を設立するために規約の制定をするものです。



川根本町消防団



本川根B&G海洋センター

決議

◎飲酒運転撲滅に関する決議について
飲酒運転撲滅のため、本町議会みずから先頭に立ち、町、関係機関、団体と連携を深め、全力を挙げて取り組むように決議するものです。